

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月 13日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取市尚徳町116

氏 名 鳥取市長 深澤 義彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

担当：鳥取市下水道管理室 石原 尚之

電話番号 0857-20-3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	秋里下水終末処理場
事業場の所在地	鳥取市秋里903番地
計画期間	H26.4.1~H27.3.31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	下水処理(3831)
② 事業の規模	前年度年間処理水量 17,606,332m ³ /年
③ 従業員数	別紙1
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	濃縮→消化→脱水→焼却し、再生処理業者へ委託。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙1		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	537,218 t
	(これまでに実施した取組) 普及率増加に伴い処理下水量も年々増加しており、汚泥の排出量の抑制は困難であるため、中間処理により減量化を図っている。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	540,000 t
	(今後実施する予定の取組) 普及率増加に伴い処理下水量も年々増加しており、汚泥の排出量の抑制は困難であるため、中間処理により減量化を図る。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	536,412 t (末恒、吉岡、千代水 ほか6 処理場を含む)	t
	(これまでに実施した取組) 濃縮・消化・脱水・焼却により減量化を図る。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	539,070 t	t
	(今後実施する予定の取組) 濃縮・消化・脱水・焼却により減量化を図る。 脱水効率の向上等による中間処理を推進する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	806 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	806 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用、資源化等を推進している。 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	926 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	926 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生利用、資源化等を推進している。 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。</p>		
※事務処理欄			

備考

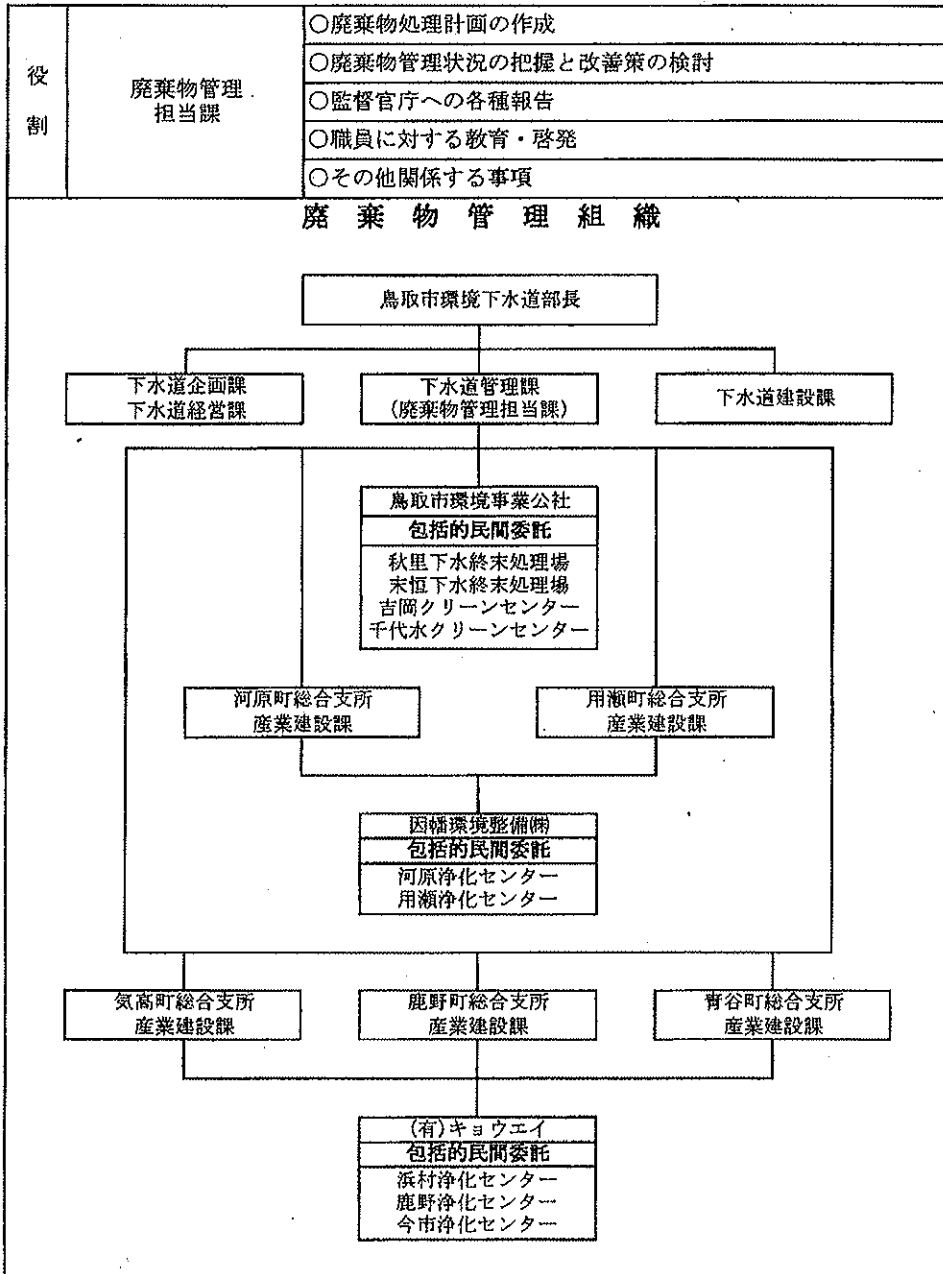
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

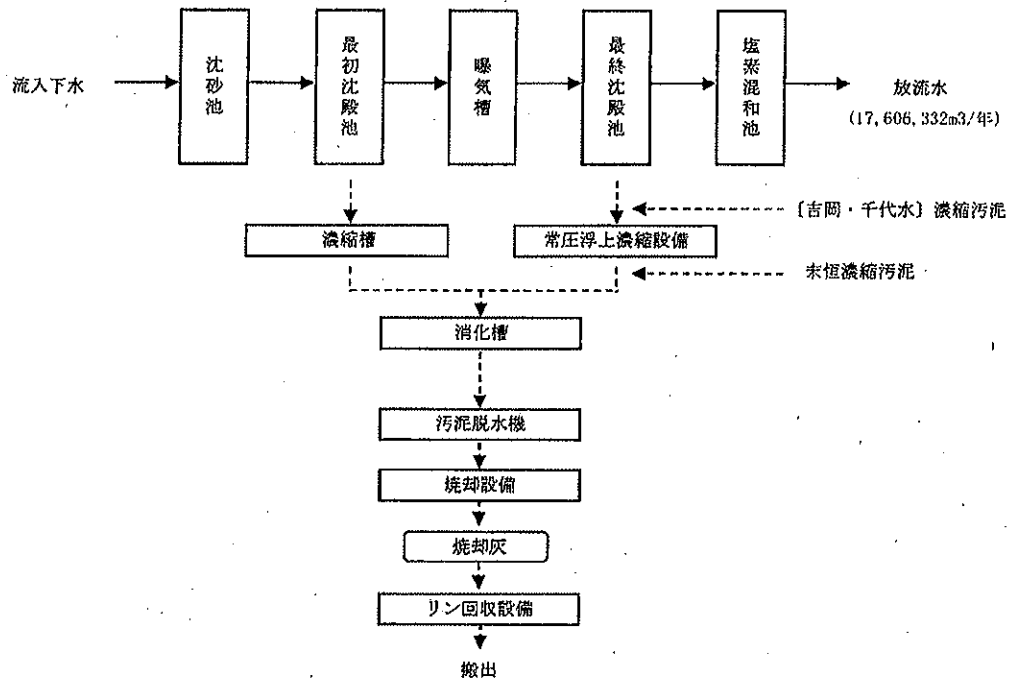
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 職員数

- 78人 鳥取市下水道企画課 23人
- 包括的民間委託
- 鳥取市環境事業公社（関連会社） 42人
- 因幡環境整備㈱（関連会社） 7人
- (株)キョウエイ（関連会社） 6人

(2) 責任者及び管理組織図





秋里下水終末処理場処理フローシート

